アスリート委員会規程

(総則)

- 第1条 この規程は、公益財団法人日本スケート連盟(以下「当連盟」という。)のアスリート 委員会(以下「委員会」という。)について定める。
 - 2 委員会は、当連盟定款第44条に基づく専門委員会とし、委員会の組織、活動方法等は、 この規程の定めるとこによる。

(委員会の目的)

第2条 委員会は、スケート競技に関連するあらゆる事案について、当連盟に登録するアスリートの意見を取りまとめ、当連盟の意思決定機関に反映するとともに、アスリートの育成並びにスケート競技の普及発展に寄与することを目的とする。

(協議事項)

- 第3条 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は委員の発案により次の各事項について協議し、 アスリートを代表する意見を形成し、理事会に答申又は報告する。
 - (1) アンチドーピングの教育や啓発に関すること
 - (2) 競技・強化環境の改善や整備に関すること
 - (3) オリンピックムーブメントの推進活動に関すること
 - (4) ノービスやジュニアのサポート環境の整備・改善に関すること
 - (5) 選手の社会貢献や国際貢献・交流、地位向上に資すること
 - (6) 選手のセカンドキャリアの支援に関すること
 - (7) スケートの社会的役割や価値の向上に寄与すること
 - (8) 連盟主催事業に協力しスケートの普及発展に寄与すること
 - (9) JOC アスリート委員会との協力・連携に関すること
 - (10) SNS の活用等を通じたアスリートとのコミュニケーションに関すること
 - (11) その他選手に関すること

(構成)

第4条 委員会の構成は、次のとおりとする。

委員長 1名

副委員長 1~2名

委員 12名以内

スピード、フィギュア、ショートの現役アスリート男女各1名 並びに各部門ごとにアスリート経験者1~2名

- 2 委員長は、理事の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

(委員の資格)

- 第5条 現役アスリートは、年齢が16才以上で、かつ、当連盟の登録競技者のうち、当連盟 主催競技会又は国際レベルの競技会に過去4年以内に出場した選手とする。
 - 2 アスリート経験者は、連盟の登録競技者で、当連盟主催競技会又は国際レベルの競技会に選手として出場した経験を有する者とする。
 - 3 委員会の委員は、競技キャリアの中で、ドーピング違反による制裁を受けたことがない 者でなければならない。

(任期)

- 第6条 委員長、副委員長、委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
 - 2 委員長、副委員長または委員が、補欠又は増員により選任された場合の任期は、前任者 又は現任者の残任期間とする。
 - 3 委員長、副委員長及び委員は、任期が満了しても、後任者が選任されるまでは、その職務を行う。

(委員会の開催)

- 第7条 委員会は、年1回以上開催するものとし、委員長が招集する。
 - 2 委員は、必要によりいつでも委員会の開催を求めることができる。
 - 3 会長、副会長、専務理事及び事務局長は、会議に出席し意見を述べることができる。

(議長)

第8条 委員会の議長は、委員長とする。

(決議)

第9条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。但し、可否同数の ときは、議長の決するところによる。

(活動計画等)

- 第10条 委員長は、年間の活動計画及び予算を策定するものとするものとし、理事会の承認 を得なければならない。
 - 2 委員会の活動(会議を除く)に当たっては、当連盟で定める旅費、日当を支給する。

(事務局)

第11条 委員会の事務は、事務局が行う。

附則

- 1. この規程の改廃は、理事会の決議による。
- 2. この規程は、平成27年11月10日から施行する。
- 3。この規程は、令和3年11月17日に改訂し、施行する。